

社会福祉法人阿部睦会役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人阿部睦会（以下、「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬及び実費弁償等の支給について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(報酬等の額)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員等が評議員会等に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支給することができる。

(監事の報酬)

第4条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支給することができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員等が、職務を遂行するため出張したときは、第3条及び第4条の規程にかかわらず、実費弁償費として職員旅費規程による旅費を支給することができる。

(適用除外)

第6条 職員を兼務する役員及び評議員等は、この規程は適用しない。

(改 正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人阿部睦会役員等の費用弁償に関する規程（平成2年4月1日）は、廃止する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	10,000円
評議員会出席報酬等	10,000円	10,000円
評議員選任委員会出席報酬等	10,000円	10,000円

別表2（第4条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
監事監査指導報酬等	10,000円	10,000円